

光明皇后の史的意義をめぐって

井 上 巨

神龜四年（七二七）閏九月、藤原夫人光明子（安宿媛）の腹に第一皇子が誕生した。二十七才の聖武帝は大いに喜び、生後二ヶ月の皇子を皇太子に立てた。乳児の立太子は未曾有の珍事である。だが翌年八月に皇太子は危篤となり、九月十三日に早くも世を去った。

明けて神龜六年二月、長屋王は「私ニ左道ヲ学ビテ国家ヲ傾ケムトス」という罪状で自尽を命ぜられた。長屋王の変である。直後に政府は王の名をあげて指弾し、国司をして人民の結党を禁断せしめた。三月になると藤原不比等の長子武智麻呂が大納言に昇り、令規を「不便」として口分田を悉く班給し直す一方、異端への弾圧を強化する。六月「天王貴平、知百年」という文字を背に負う亀が左京職より献上され、八月この大瑞は人望厚い元正太上天皇の広い徳によるものとして、神龜六年を「天平」元年と改めるとともに、九項目にわたる恩典を施し臨時の叙位を行った。思うに聖武即位時に次ぐ盛事であるが、恩典には天智ゆかりの近江崇福寺を官寺とし、また諸陵司を寮に格上げして、諸国の神祇祭祀を国守に命じた「吉礼」強化措置など、興味深い要領を盛る。そしてこの盛大な恩典のどさ

くさに紛れて、藤原光明子を皇后とする詔が発布されたのである。

その十四日後、五位官人と諸司の長官が内裏に召喚され、宣勅使舍人親王がこの臣下の女の立后について次のような弁明を読み上げた——①藤原夫人は亡き皇太子の母である。②即位六年目で皇后を定めないのは善くない。③天下は一人で統治すべきものでなく、天に日月、地に山川があるように、必ず「しりへの政」があるべきである。④にも関わらず選定が遅れたのは、六年の間彼女を試していたからである。⑤亡き元明上皇が彼女を朕に賜った日に「この娘の父不比等は浄明心をもってよく皇朝の政を輔けた。そのことをけして忘れずに」といわれ、その「大命」によりかく六年試み、ここに皇后とするものである。⑥また臣下の女が皇后となることは仁徳皇、后磐之媛の例があり、何も新儀ではない、と。⑦さらに中納言阿倍広庭を立てて「こんな異例の詔を出されるのは、臣民を親しく思われてのことである」と念を押し、⑧その上に賜物まで施した。

天平時代はこうして明けた。——この光明子立后事件について、聖武第二皇子安積親王の誕生という新事実をキメ手に、鮮やかな因

果律を提示したのは岸俊男氏（一九二〇—八七）であつた。⁽¹⁾ 本稿は、一九五七年の発表以来不動の定説とされてきた岸論文に、抜本的な批判・検討を加え、当該期政治史叙述の再構築を企むものである。

一 「光明立后の史的意義」をめぐって

岸俊男「光明立后の史的意義」は次の三つの論点より成る。

(1) 皇后という地位の当時の政治形態における意義

(2) 光明立后がなぜ天平元年八月に企てられたかという問題

(3) 立后実現後の実際の政局の動向と立后の効果・影響

以上の問題を第一章で提起し、(1)の考察に二、八章、(2)に九章、(3)に十章を宛てている。かく結構は明確であり、その結論も明快である。(1)「皇后」「中宮湯沐」の原形たる「大后」「私部」が六世紀末（敏達→推古朝）に制度化され、かかる政治・経済基盤の上に皇⁽²⁾后は皇太子と比肩しうる執政権及び皇位継承資格を有つに至る。(2)安積親王が天平十六年（七四四）に脚病をえて薨じた。享年十七歳。逆算すると神龜五年生、皇太子が薨じた年となる。唯一の聖武皇子となつた安積の立太子が重大な政治問題となることは必至で、母皇犬養広刀自とその「反藤原に通すべき」勢力もけしめて軽視できない。「そこであわてた」藤原氏は、(1)に見た皇后の地位と権能に着目し、皇后⁽³⁾内親王という令規を楯に強く反対するであろう。「皇親勢力の代表者」長屋王を排除した上で「従来の皇子立太子策を急に光明立后という直接策に切り換えた」。(3)その後まもなく光明子に令外の皇后官職が設置され、聖武讓位後には紫微中台・坤宮官として国政の実権を掌握、道鏡の法王宮職に影響を与えた。立后により皇位継

承資格を得た光明子は女帝にこそならなかったが、その皇位窺奪的思想は藤原仲麻呂・道鏡において前進・顕在化せられる。

岸論文の主眼は「光明皇后の立后という事件を安積親王誕生という新しい視角を加えて解釈してみようとしたこと」である。従つて岸氏の業積をうけた諸研究の殆どは、(2)の部分に集中してゐる。

直木孝次郎氏は、光明立后詔や慶雲四年（七〇七）四月詔から、建内宿禰・襲津彦・磐之媛⁽⁴⁾光明子・宮子⁽⁵⁾不比等⁽⁶⁾鎌足という照応関係を見いだし、光明立后が天平元年より早く不比等によって構想されていたと推定した。⁽²⁾ 前川明久氏は直木説をうけて、慶雲四年頃から藤原氏の間で立后の構想が固められつつあつたとし、かかる不比等の企みを書紀欠史八代后妃系譜の改作に看取つた。⁽³⁾ 部分的改補を含むとはいえ、いづれも岸説を承認した上での立論である。林陸朗・笹山晴生・青木和夫・上田正昭・早川庄八・野村忠夫・中川収・吉田孝など、諸家の理解もまた岸説に全く依拠している。⁽⁴⁾

かく錚々たる碩学が賛意を呈する岸説に対し、異論を唱えたのはひとり河内祥輔氏のみである。⁽⁵⁾ 岸論文にも見られる「藤原氏の権力闘争史観」に疑義を呈し、これに替わる政治史叙述の主役に聖武を指名して、光明立后は聖武の意志により「藤原氏を母とするものが皇位を継ぐべきものなることを、天下に明らかにした」⁽⁶⁾ ものと論じた。この理解には榮原永遠男氏が賛意を呈している。⁽⁶⁾

河内論文は「直系皇統主義」なる「天皇制の論理」とその修正を課題とする傍系⁽⁷⁾聖武の熱意が基軸となつてゐる。即ち藤原宮子を母とする聖武は「直系としての条件」を有たず、この弱点の克服に母の出自たる藤原氏を「選ばれた貴族」に育てあげた。光明立后は

つまり新しい直系皇統原理の創出であった、という。安積立太子の回避も聖武の意志とみる。しかし孝謙の即位前後に流動化する皇嗣問題を聖武による直系理念の放棄に求めるなど、聖武の意志に議論が偏り、史観の止揚が果たされたという印象は薄い。

(1)立后の史的意義について、岸説を批判的に継承したものに瀧浪貞子氏の仕事がある。(7)氏は立后の直接的契機とその意図つまり(2)について岸説を是認した上で、立后の機能を再検討している。まず光明皇后に即位の可能性はなかったこと、立后は立太子をひき出す重要な政治的行為であったことを論じ、藤原氏は「皇太子の生母」皇后」という古来の伝統と観念を逆手にとり、光明子立后を実現した——今後生まれてくるであろう皇子を確実に立太子させるためには、立后して聖武夫人眞大養刀刀自より優位に立つはかなかった、と評する。歴代立后記事をデータ化して検討する際、帝紀の史料批判を殆ど配慮していない点は問題であるが、光明子「控え女帝論」を周到に論破したことは、画期的な成果と申してよからう。

瀧浪氏は更に、これまで深く考察せられていなかった(3)の問題に論及し、阿倍内親王の立太子・即位をもって「立后政策」の破綻をみている。なぜなら阿倍の即位は、光明子の立后を必要としなかったし、彼女自身の立太子をも必要としなかったからである。この指摘は重要かつ鋭い。結局皇子の誕生をみなかったことで、安積暗殺に踏み切り、阿倍皇太子の即位に至るのだとすれば、光明立后の史的意義は殆どなかった、破綻したというほかない。

以上、主な学説の要点を紹介してきたが、率直な感想として光明立后を皇位継承問題とのみ直結して考える限り、議論は硬直するばかりだと思ふ。瀧浪氏が論じたように、光明皇后に即位の可能性またはその動きがあったとは思えない。従って光明子は結局皇子の誕生を待つはかなかったわけだが、そのために皇后という地位が絶対が必要でありかつ有利であったとも、私には思われぬ。また岸氏によれば、河内・瀧浪説は「皇子立太子策」であって「直接策」ではないから、立后の動機づけに弱く、岸説の説得力には及ばぬ。

岸論文でもっとも説得力をもつのは、(1)と(3)で強調されたもう一つの権能「皇后執政権」であろう。だがこの論点が肝心の(2)で十全に展開されているとは、残念ながら思えない。岸氏自身の緒言によっても、(1)にみる詳細な考察は(2)で提示されるような「政治史的叙述の陥りやすい恣意性・主観性を少しでも是正し」うるよう「皇后の地位の歴史的發展という一つの法則の上で実証しよう」と試みた方法論上の用意にすぎず、(2)の理論的前提というよりむしろ補強という観が強い。しかし用意というにしては(1)の考察が膨大に過ぎ、「計量思想」に近いものさえ感じるが、その用意がもたらす安定感と安積の新発見が、諸家をして皇位継承問題をのみ論究せしめ、皇后執政権の問題を閑却せしめたものではなかったか。政策はすべてその政権の所産であり、制度は必ずしも自律運動するものではない。まず我々は政権の問題から検討してゆくべきであろう。

二 長屋王について

光明立后は、いかなる形であれ、長屋王の変を前提とする。「誣告」といわれるこの事件をいかなる文脈においてよむか。その評価如何で、立后の史的意義をめぐる見方も、角度を変えらる。

長屋王は、壬申の乱の英雄にして持統朝の太政大臣たる高市皇子の子、母は元明天皇の姉^①御名部皇女、正室^②吉備内親王は文武・元正両天皇の妹にして元明の娘であった。この毛なみのよさは、彼が生来持ち合わせたというより、皇室側がそのように設定したものである。というのも、通説の理解のように皇位継承資格を有つ高市に持統一家が懸念を抱いていたとすれば、文武と同様皇孫たる長屋王に吉備を嫁がせたのは、いかにも不可解である。長屋王の政治的地位は皇室により予定されかつ保証されたものとみるべきであり、皇女を妻にもつ「長屋王は聖武の劣等意識を映し出す鏡^③」というような想像は、本末転倒の逆恨みとなるから、到底従えない。

持統一家だけではない。不比等女も王の側室に控えていた。元正女帝養老二年（七一八）の東国巡幸直後、彼は参議・中納言を超えて大納言となる。当時の首班は不比等で、この年太政大臣に任ぜられたが固辞した、と「公卿補任」は伝える。持統一家は、不比等を律令という知の所有者と頼みその浄明心を高く評価していた。かかる状況よりみれば、長屋王の政界進出は王独自の勢力を背景とするものではなく、明らかに皇室と不比等の拔擢によるものである。

養老四年八月に突如右大臣不比等が薨じ、長屋王は翌五年正月にこの官を襲って政府首班の地位に昇る。だが王の周囲には、この時すでに知太政官事舍人親王と知五衛及授刀舍人事（大将軍）新田部親王がいた。両親王は養老三年十月に「宗室年長」として首皇太子の補佐を命ぜられており、不比等が薨じた翌日現任に補され、長屋王事件では糾問使の筆頭に名を連ねる（つまり彼らは「皇親勢力の代表者」を見殺しにしたわけである）。特に舍人親王は、神龜五年

三月廿八日詔書および六月廿三日論奏で知太政官事^④に参議でありながら王の上位に署名し、「補任」はこれを「希有」と注記する。また養老五年十月、藤原房前とともに王は元明上皇から後事を託されるが、実質的な事態收拾を奉行したのは「准勅施行」の権限を得た「内臣」房前の方かと思われる。この房前や中納言武智麻呂など藤原四子は王の義兄弟でもあり、聖武即位後は元正が上皇として新天皇の顧問役を任じていた（天平改元詔）。官は大臣たりといえども、長屋王は政事・軍事権をもがれて立法権をのみ有した観さえある。

中川収氏は長屋王首班体制を論じて、その成立を不比等の急進による「偶発的現象の結果」と評し、かかる経緯から「政治的権能の弱」い王は、「儒教主義政治」を「道義的修飾」として運用しつつ「律令国家体制確立」という「不比等政権の踏襲」路線を自発的に推進した、と結論された^⑤。従うべきである。但しこの時期に特徴的な主知主義は王に帰一されるべきではない。学芸奨励は元明朝より顕著であり、元正天皇が宣命即ち和文の詔勅を用いなかったのも、彼女が中継ぎ女帝であったためではなく、律令制推進という唐化政策の理念を行政文体的上に敷衍したものと理解したい。元正朝は、「纒行」二二、「不能悉行」（和銅四年七月勅）という律令行政の強化を企む不比等が、水高内親王という才媛を起用して成立した政権である、と私はみているが、王の学識に出ると云う祥瑞^⑥災異思想の盛行はもとより君主論の深化を意味し、政策にみる古典主義もいわば起草能力の一般的な向上であるから、中川氏のいう「道義的修飾」は畢竟不比等時代の果実といえた。事実、王の時代の前後にも同様の文飾はみえ、彼の時代に援用された思想は儒家に限らぬ。

長屋王はつまりその親族構成や政界における立場からいっても、皇室と「宗室年長」あるいは藤原氏の管制下にあり、その政策も不比等を含く踏襲したものであった。従って王は反藤原の頭領でもなければ「皇親勢力の代表者」でもない。通説的な長屋王観により王の排除を論じた岸説は、ここに一つの論拠を失うであろう。かかる通説の破綻は、次の著名な事件においても確認されるのである。

神龜元年（七二四）二月、首皇太子の即位とともに王は左大臣に昇る。「藤原宮子大夫人称号事件」はその翌月に起きた。長屋王等言す、として「伏見二月四日勅、藤原夫人、天下皆稱大夫人者、臣等謹檢公式令、云皇太夫人。欲依勅号、亦失皇子。欲須令文、恐作違勅。不知所定。伏聽進止」といい、勅定と令条の矛盾を指摘した。これに対し新天皇は「文則皇太夫人、語則大御祖」と答え、先勅を追収した。「論言汗ノ如シ」といわれる天皇の意思が、律令に規制された例として名高い事件である。⁽¹¹⁾

寛敏生氏によると「大夫人」とは「オホミオヤ」の漢字表記で、長屋王を中心とする皇親勢力はこれを伝統的称号「スメミオヤ」に對抗するものと意識し反発した。このオホミオヤとは「天皇と血縁関係にある臣下出身の女性尊長を示す称号」で、「立后に劣らない意義を有していた」という。⁽¹²⁾しかし天平九年十二月まで「沈幽憂久廢入事」という状態で、聖武と相見えたことさえなかった宮子である。率直な感想として、彼女は「女性尊長」たりえたらうか。

また寛氏は言及されていないが、天平十三年の園分寺創建勅で宮子は「大夫人藤原氏」と称され、天平五年に没した三代にも「橘氏大夫人」を冠している。三代については、天平十二年の「五月

一日経」奥書にも「橘氏太夫人」とあり、寛氏はこれを「私称」とみている。天平宝字四年八月勅が三代に贈った大夫人号を公式とみるからである。しかし天平十三年勅は氏の理解を覆すだろう。

さらに不可解なのは、神龜四年に「中宮舍人」が初見することである。井上薫氏が論証したように、この中宮職は藤原宮子のために設置されたものであった。⁽¹⁴⁾職員令義解に「中宮（謂。皇后宮。其太皇太后。皇太后宮。亦自中宮也。職」とあり、集解の古記が存しないのは残念だが、中宮が元来皇后の御所を指し、太皇太后・皇太后をも中宮と呼ぶことは、集解の諸説がほぼ一致することからも、本来的な令文解釈とみてよいだろう。そしてこの中宮職が「皇太夫人である宮子に付属して設置されたことは、令制の規定と相違するものである」。⁽¹⁴⁾だが神龜四年には長屋王がまだ左大臣として在職していた。さらに中宮職の設置時期として妥当なのは、井上説の通り神龜元年三月頃であって、王等はクレームをつけながら、その直後に中宮職の設置を承認したことになる。これらは明らかに矛盾しないか。「中宮」職（天平勝宝以後「中宮省」に格上げされる）⁽¹⁷⁾ならば、令の規定に合致するからよい、と王は承認したのであるうか。⁽¹⁵⁾宮子に中宮職が設置されたのは「宮子を皇太后と同等に遇したものである」。⁽¹⁶⁾それならよい、と長屋王は考えたらうか。

そこが問題の核心であれば、聖武（や上皇・内臣房前等）は始めから「皇太后」を採用したであろう。⁽¹⁷⁾なぜそうしなかったのか。義解をみよ。「其レ太皇太后・皇太后ノ宮モ亦タ自ラ中宮ナリ」。つまり皇太后はもと皇后宮＝中宮であるから、おのずから中宮と称するのである。従って皇后＝内親王である以上、「皇太后」を説得する

ことなど到底不可能なのである。また皇室が宮子⇨大夫人に反発され、中宮職設置方針に切り替えたと想定できても、これはいかにも苦しく、いづれにせよ、王は中宮職設置に対しても当然クレームをつけたはずである。だが王は抵抗しなかった。「違令」は王にとつて問題ではなかったのである。従つてこの場合、議政官組織が天皇大権に対し拒否権を有つといった性質の事件とは評価できない。

公式令奉詔勅条は、詔勅ないし奏可を経た法令の施行後に「灼然不便」が認められた場合、「所在官司」が「隨事執奏」せよと規定し、「知而不奏、及奏不合理的者、亦量事貶降」と付則する。すなわちこの条文によれば、王等の言上は令を楯にとつたクレームないし皮肉の言というより、むしろ勅に不都合が生じた場合の義務であり、聖武の前勅撤回も然るべき措置といえないことはない。従来「論奏」などに比して注目されていなかった嫌いのある、この「執奏」制度を、果たして天皇大権への介入といえるだろうか？

ここで改めて事件を整理しておきたい。聖武は宮子に「大夫人」なる称号を冠し、長屋王等の執奏により先勅を撤回して「皇太夫人（大御祖）」なる称号を採用した。その後まもなく宮子に中宮職が設置された。この結果からみれば、王と天皇との対立が表面化した事件とする通説は適当でない。むしろ中宮職設置には別の政治工作があったかもしれない。しかしその痕跡がない以上、我々はおかざる憶測を採用すべきではない。この事件は宮子に准皇太后の地位を与えた。事実、宮子は後に「大皇太后」として「中宮」に「崩」じる。

だからといって、大夫人号をめぐぐるこの事件が解明されたことにはならない。皇太夫人と大夫人では、王等が主張するように「皇

字の有無も問題となるが、公式令集解古記によれば、子孫が即位しなかつた后妃には「太」字を加えない。従つて聖武が提示した大夫人号には「皇」「太」「二」字の重要な誤脱があることになる。「皇」族たることと天皇の生母たる資格を保証し、平出の扱いを義務づけた令規を顧みず、大夫人号を採用したのはなぜか。

そこで同様の事例を検証してみたい。淳仁の生母当麻山背は天平宝字三年（七五九）に正三位大夫人を称し、その後まもなく中宮職が設置された。仲麻呂の絶頂期とあつてか、宮子の場合のような事件は起きていない。また桓武の生母高野新笠の場合は、皇太夫人を称した一月後「始置中宮職」とある（天応元年五月乙亥条）。

以上三例をまとめると、宮子⇨大夫人⇨皇太夫人（大御祖）⇨中宮職設置、山背⇨大夫人⇨中宮職設置、新笠⇨皇太夫人⇨中宮職設置、となる。一見にして明らかのように、事は必ず中宮職設置に終着する。そしてその目的達成の手續きが徐々に簡略化されている。

宮子の場合にはまず令外の称号を示し、これを令規+令外の称号に変形して、ようやく中宮職の設置にこぎつけた。ところが山背の場合は、令外の大夫人号により直ちに目的が達せられている。新笠に至ると、皇太夫人という令規の称号で事は足りた。この時は光仁の母妃嫁姫への皇太后追尊の例も影響したと思われるが、かかる変遷は違令行為の歴史的承認過程をよく示しているだろう。

つまり大夫人号は中宮職設置という目的達成の切り札といえた。そして我々が宮子や光明子の事例にみるべきは、違令行為をもつてしても令規の地位を獲得せんとする彼らの奇妙な執着である。令外官を設けて新たな権力基盤とする当時の政術論よりすれば、大夫人

職などといった執政機関を置けばすむ。だが彼らは令制の中宮職を欲した。なぜならそれが准皇太后の地位を提供したからである。

大夫人号じたいは天皇の母を指す尊称であり、実例に即す限り、これを贈ることが直ちに特別な権能の付与を意味するわけではない。三千代が大夫人を称したのは、聖武の姑ノ義母としてであろうが、もとよりこれは追贈である。宮子以下の三例はいづれも即位後でもない時期に見える。従ってやはり彼女たちの権能如何の問題ではない、新天皇の正統性に関わるものとみてよいだろう。「久シク人事ヲ廢ス」という宮子と、非王姓腹の男帝としては（大友を除くと）実に崇峻以来という聖武である。正統性を懸念する理由は十分ある。十五歳で即位できた文武とは、事情が違うのである。

以上のような検証結果を示したところで、私の推理を披露したい。この事件にはいま一つの伏線がある。二月六日の大夫人号発布と三月二十二日の先勅撤回のほぼ中間に当る、三月一日の吉野行幸がこれである。吉野宮もまた新天皇の正統性を保証すべき聖地としてあった（後述）。つまり聖武は、彼の正統性を吉野において確認し、宮子の地位を長屋王によって公認せしめたのである。吉田孝氏は、大夫人号採用について「宮子が皇族でないことから「皇」の字を遠慮した可能性も強い」とされたが、まさに「皇ノ字ヲ失スベシ」という長屋王の言上がその「皇」の字を宮子に与えたのである。王等の言上がクレームでないことは中宮職設置によりもはや動かない。むしろ逆に王の発言が中宮職設置の呼び水として作用したのではないか。だからこそ「オホトジ」とも訓みうるような大夫人号をまず提示し、これを王等の執奏により「皇」族たることを印象づけてか

ら、スメミオヤに類するオホミオヤを宮子に冠した。即位に伴う空前の恩典を施し、世論への刺激を極力抑制しながら中宮職設置にこぎつけた。異例の先勅追収は、いわば予定された処置なのである。

右の推理は通説の矛盾をできるだけ無理なく修正しようと試みたものだが、元来かかる矛盾は、藤原氏対皇親勢力とか律令を超越する天皇権力とこれを牽制する議政官組織などといった図式に起因している。私はかかる従来の政權図式じたいに疑義を呈したい。

石母田正氏が戒めたように、元来「律令」の思想的背後には「法家」の言説が存る¹⁸。法家の国家論は、技術論・政策論として官僚国家思想の原本といふべき位置を占め、日本でもその「貨食」主義や「朋党」解体策、「公一私」相對説や「富国強兵」策などを早くから採用している。そして天皇の意思に議政官組織が関与することを令で規定するのは、『韓非子』主道篇にいう「賢主之経」を古典とする思想であり、法家の明君無諂説をこそ見るべきかと思う。

法家的国家論の特徴は徹底した国家機械論であって、その構想は群臣・百官の智・能を媒介的の主体とする王權機械の回路（文書発給経路など）の内に政治意思ないし責任の所在を巧妙にかわし、その「私」不在の「公法」¹⁹に官僚機構の頂点にあって君主の「私」（人格的資質）が解消される。王權の制度化ないし抽象化がそこに実現される。即ち王權の媒介的の主体たる議政官組織の「私」が解消される所に律令²⁰天皇制が定礎しうるのであるから、律令制支配の徹底を期す以上、大夫合議制の伝統は相対化されなくてはならない。

律令制のからくりを以上のように考えると、天武政權などが法典としての律令を直ちに施行しようとせず、皇嗣問題の顕在化とと

もにそれを志向した一般的意味を理解しやすいのである。王権の制度化・抽象化は、まさに法家が強調する長期王権の根本命題だが、王位継承時こそが律令の国家機械論を必要とする場面であり、大行と今上の人格的差異を解消することが、ここでは重要なのである。

私（個性）と公（構造）の問題は歴史研究においても難題だが、儒家と法家と仏家を複合する律令国家のからくりを、もっと政略的な立場から論及する必要がある。法家思想で骨を組み、儒家の礼文を纏わせ、仏頭を載せる——「公」「礼」「信」は、十七条憲法以来、古代王権の掲げる標語であった。大夫台議制はこの内の「公」法に吸収されるべきものとして、相対化されてきたはずである。さらに申さば、その決定的転機は壬申年に在る、と私は見ている。

高市の息子である長屋王に、草壁と元明の娘、吉備内親王を納めたのは持統一家の意思である、と私は述べた。持統一家はつまり王をミウチとしたわけである。このことは、持統一家と高市一族の関係を考える糸口にならないか。通説では、高市の任太政大臣を持統の妥協だと解く。しかし、それでは長屋王をミウチとした彼女らの思惑が理解できない。父系・母系ともに文武と同等の皇孫たる王に皇位継承権を付与するようなものだからである。その不始末を長屋王の変で片付けたとみてもよいが、彼をミウチとした理由にはなまい。結論を先に申せば、持統一家は高市皇子の血を欲したのだと思う。そのことを我々に示唆するのが、鈴鹿王の存在である。

長屋王事件に縁坐すべき親族をみな赦す勅が、鈴鹿王宅において宣せられているが、これは高市一族の家督が彼の下に承認されたことを示すだろう。そして事件の翌月に臨時の叙位が行われたが、こ

の時多くの官人に混って、鈴鹿王が従四位から正上への二階特進を遂げている。この時大蔵卿であつたらしい彼は、二年後の天平三年八月諸司の推挙により参議を許され、同九年九月藤原四卿の死後知太政官事に就任する。鈴鹿王と同じように政界進出を果たした葛城王（橘諸兄）には、実母橘三千代の絶大なる後見があつた。だが鈴鹿王は謀反人の弟であつて、それを赦されるだけならまだしも、これほどの抜擢をうけるのは、まさしく異常であろう。

高市一族は持統一家にとって特別な血筋であつた。必要悪であつたといつてもよい。それはいかなる意味においてであろうか。

さきに私はそれを持統王系政権が抱えていた「壬申年の不始末」という問題に見出した。すなわち壬申の乱に勝利した天武は、功臣等でなく、それまで律令国家の構築を推進してきた既成の官僚機構——近江朝廷臣層を彼の王権の基盤とし、「吉野盟約」に象徴されるような天武系（功臣方）と天智系（近江方）の共存体制を築いた。だが天武亡き後、その均衡は天武系と天智系を跨ぐ持統の立場においてようやく維持されてきたのである。委細は前稿に譲るが、私見のように考えると、長屋王の政治的立場が理解しやすいのである。

元明の和銅年間に宮内卿・式部卿を歴任し、従三位に叙せられていた王は、靈龜元年七月に薨じた穂積親王の後を襲つて知太政官事となる有力候補であつたらう。知太政官事を任じた刑部・穂積両親王は、壬申の乱を生きた最後の天武皇子であつた。またこの時期を前後して壬申の生き残りがほぼ息絶えた。そうした意味で元正朝はポスト壬申年政権と天平以降の政権との重要な結節点であり、長屋王の太政官化は、皇室—不比等による律令天皇制構想を補強するも

のであった。皇室による王の抜擢はかつてのクーデター主導層への目配せであり、皇室への忠誠の下に王は彼らの支持を受けていたのである。その収束度は英雄たる高市の血においてもっとも強く、その血を皇室がミウチとして、より強度な契約を成立せしめた。

クーデター主導層への目配せなどと曖昧に表現したけれども、功臣を多く輩出したのは東国（具体的に甲斐以西特に東近四ヶ国）であり、政府は事あるごとに東国への配慮を怠らない。もとより東国は、伴造的国造が多く分布し朝廷直轄領の性格が濃厚な点にその特殊性が認められ、それゆえ大化元年の東国国司（総領）派遣の際には、全国規模の改新を展開する戦略上の拠点とされたが、壬申年を隔てると、かなり様相が変化する。八色姓など諸制の改革をみた天武十三年には特別に東近四ヶ国（伊賀・伊勢・美濃・尾張）の調と役を隔年交互に免除し、かつ冠位・朝服制を改めた十四年には美濃以東の東山道・伊勢以東の東海道の課役を免じたが、かかる優遇策は大化以前の東国経営のあり方とまるで違う。⁽²³⁾ 壬申年後の東国問題は、東国の特殊性とこれを警戒する中央政府の状況という二方面から考察されるべきだが、ここでは近江・功臣という緊張関係の上になり立つ持統王系政権の課題の幾つかを挙げて論じておきたい。

長屋王の変を顧みると、まず始めに「遣使、固守三関」が命ぜられていた。固関は養老五年元明上皇崩時を初見とし、この時は二度目の所見である。この措置は外敵からの防御ではなく、三関（伊勢・国鹿鉿・美濃国不破・越前国愛発）を固守することで逆謀者の東国逃入を防ぎ、反乱を未然に抑えるものである、と、こう見破ったのはまたも岸氏であり、この説は考古学的にも裏打ちされている。⁽²⁴⁾

東国が叛乱の拠点となることは、山背大兄より平城上皇に至る史実が示しており、西国に対する「東国の特殊性」は歴然たる事実といえるが、岸氏が説かれるように、三関国が「壬申の乱以後」中央での叛乱に対処する配慮が大きく働いて成立したとすれば、叛乱対策を強化すべき事情がポスト壬申政権に存したわけである。もし功臣等が中央政府と良好な関係を結ぶ体制側にあつたなら、三関国設置↓固関という警戒措置の深化は全く解せないものとなる。逆にこうした措置は、東国をより特殊化するものとさえ思われる。

中央での叛乱を未然に防ぐ配慮は、吉野行幸においてより政略的によみとることができる。クーデター主導層が吉野をその勝利の拠点として聖地化していたことは想像に難くないが、天武が吉野で六皇子と盟約したのも、持統天皇が足繫く吉野へ赴いたのも、文武と持統上皇が大宝律令施行にあわせてそれぞれ吉野に幸したのも、その政権の原点が吉野にあるという天皇の認識を披瀝するためとみるべきだろう。この象徴的な吉野行幸は、律令が施行された大宝二年七月より実に二十一年後の養老七年まで中絶する。しかも聖武即位直後の神龜元年三月、深刻な災異と元正上皇の不予が重なった天平八年六月を最後として、吉野への鹵簿は全く途絶えてしまう。この中絶ないし断絶は吉野の象徴性の消滅であり、いい換えればポスト壬申政権の解消を意味する。語弊を恐れずにいえば、文武・元明・元正・聖武朝は脱・吉野の時代であった。⁽²⁵⁾ それは律令制支配の徹底（↓王権の制度化）という方法論をもって藤原不比等というその推進者により図られた。従って養老四年八月の不比等の死はその新政権構想の座礁を招いた。その当時の元正政権の動揺はすでに前稿で

論じた。養老五年の固閑は政權の均衡を維持してきた元明の死という危機的情勢下の対処であり、養老七年五月の吉野行幸はポスト壬申政權への一時的復帰を表明するものであった、と私は考える。⁽²⁶⁾

東国行幸は吉野行幸に比してより直接的な対処といえよう。実に四十八回にも昇る行幸をこなした持統は、天皇として持統六年、上皇として大宝二年に、それぞれ伊勢・参河へと幸した。原秀三郎⁽²⁷⁾氏は両者を比較・検討し、その政治的意義を行幸経路の「郡県吏民」との交歓が図られた点、近江・美濃・尾張・参河・遠江などの国々の騎士を従駕させた「一種の軍事的示威行動」であった点に見ている。これらの行幸の主な背景として、原氏は四・五世紀以来の東方支配の歴史を想定しているが、やはり両者に共通する背景は律令制の施行であり、特に持統六年の場合は藤原京造宮も絡んでいた。原氏が注目した「郡県吏民」との交歓・軍事的示威行動という二点もそのデモンストレーションとみれば、より理解しやすいだろう。

養老元年九月の美濃国行幸が壬申年後体制の超克を告げるプロパガンダであったことは、これを展べた前稿に譲るとして、翌二年二月の禮泉遊覧を装った東近四ヶ国巡幸は、ほぼ一月という期間からみて、長屋王・大伴旅人の納言就任を還宮後に用意しつつ、近東在地勢力に政府の方針の理解を求めたものであろう。だがこの後政府は、衛士の国別定数を定めにも関わらず(二年五月)、衛士が当るべき宮城警固に畿内の兵士を差発し(同十一月)、常赦で適用されぬ重罪をも赦すという異例の大赦を行わざるをえないほど、「為悪之徒」「有犯之輩」が横行する深刻な社会不安を抱えることとなる(同十二月丙寅詔)。行基集団の弾圧など仏教界への干渉を強め

たことに對する民衆の不満もさることながら、養老元年行幸で東西諸國に服屬儀禮を奏上させた政府の野心への反発が政情不安をもたらし、そうした反動的情勢に對して政府は東國巡幸や異例の大赦を舉行せざるをえなかったのではないか。こうした政府の態度の軟化や遣唐使の帰還により、翌三年は行政面での様々な展開をみるが、養老行幸で打ち出した構想は、翌四年の不比等急逝が決定的な打撃となり、元正朝ではついに見送られる恰好となったのである。

東国行幸でいま一つ指摘すべきは、天平十二年十月の例である。これは広嗣の乱に遇った聖武の逃避行と云われている。しかし広嗣の乱は西海道諸國の蜂起という真刻な危機であり、この政府の動搖に機を見て、東國を拠点とした反乱が勃発する危機的状況もきわめて現実的であったと思われる。遡るが、諸國旱害による盜賊の横行や擅發兵による違法狩獵などを問題とした天平二年九月の閣議は、数千から万人にもぼる異端集團が「近京左側山原」即ち平城京の東方に結集していると報じた。この年に至っては連年の災異による農民の疲弊が慢性化し、前年五月には三關・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内を除く諸國軍團の兵士を暫し停めて帰農せしめた。ここで東國の反乱が勃発すれば、西へ対処するところを背後から突かれる恰好となり、朝廷は大混乱に巻き込まれるであろう。天平八年の吉野行幸や阿倍立太子後の政情などから推しても、かく緊迫した情勢にあって、壬申の再現を危惧したとても、何ら怪しむに足りないと思う。こうした懸念を解消すべく親ら東國巡幸を企図した、というのが聖武の「意つ所」ではなかったか。

以上、当該期政權の抱える東國問題を論じ、些か論点が多岐にわ

たったが、長屋王の政治的立場が有力郡司層の利害に関係していたことを想像させる史料を掲げ、王の地位をめぐる考察を結びたい。

(神龜五年) 三月廿八日詔書奉行注。三木一品舍人親王。列左大臣長屋王上。六月廿三日論奏注。知太政官事舍人親王。書同一大臣上事希有。仍注之。

前にも触れた『公卿補任』神龜五年条の割注である。この注記は従来「知太政官事」の列序をめぐる問題とされてきた。虎尾達哉氏は、大夫人称号事件の上奏文にみえる「長屋王等」には舍人も含まれるとし、上の注記と考えあわせて「知太政官事の列序は不定であった」とされるが、和銅四年三月九日の日付をもつ「建多胡郡二弁官符碑一」に「太政官二品種積親王、左大臣正二位石上尊一(麻呂)、右大臣正二位藤原尊一(不比等)」という列序の連署が存する以上、長屋王の下位に署名していたという想像はやはり承認しがたい。ではなぜ「補任」がこの二例を「希有」と称したのか。私は、舍人がこの二例の他に署名していなかった可能性を想定したい。

三月廿八日詔書とは、これまで注目されていなかったようだが、恐らく著名な「神龜五年格」であろう。即ち①外五位の位祿・蔭階の規定、②外五位の事業と位分資人の考選・任用法、③郡司の国司に対する拜礼の強化、④京官五位以上の防閑に替わる馬料の支給、以上がその内容である。この時の閣議は主にこの案件を議定していたと思われるので、舍人はこの格に署名したとみてよいだろう。

さてこの神龜五年格の評価だが、私は次の仁藤敦史氏の理解に賛意を呈したい。即ち仁藤氏は、外位制を地方豪族への差別政策とする野村忠夫氏ら「畿内政権論」者の理解に対し、「郡司や従者(

帳内・資人)が原則として官位相当のない終身官であることから生じる同一位階系列内での位階逆転の可能性や内位(国司等)が内位(郡司等)を評定・授位することの矛盾を最小限に食い止める必要があったため創出されたのである」と、外位制の成立を論じた上で、「神龜五年格は外階コースを歩むようになる大多数の畿内貴族層の相対的地位の低下と外五位郡司の中央官人化(京貫すれば官位相当により官職に就き、昇進できる)を可能にした点で、天皇権力の超越性によって支配階級の利害を調整したもの」とし、「天皇はこの場合、(中略)在地首長層を含めた支配層の全体に対して、「公」として立ち現れている」と評価された(カッコ内に「」を付したものは筆者注、他は原注)。氏が説かれるように、この格は畿内外における支配体制の抜本的な改革とみるべきである。

従って畿内貴族だけがこの格でハンデを負ったわけではない。すでに外五位を帯びている有力な地方豪族等も、様々な処遇で權益削減を受けることになる。①では位田・位祿・賻物の減半、位分資人の大幅な削減、駅鈴伝符、蔭位・補任権の降格など、およそ十七項目にわたる処遇の差別が定められ、②でさらに内外五位に支給される事業・位分資人の考選に差別を設け、③では特に外五位郡司を指して国司への下馬の礼を徹底している。これらは既存の有力在地首長等の権利や地位を抑制する処置であり、天皇との個別的紐帯を強化することで在地での独立性を吸収する戦略といえよう。

こうした政策は、「公」権力機構たる律令天皇制の強化であり、地方行政における国・郡司秩序の徹底である。結論をいえば、こうした王権の制度化を図る抜本的な施策は、長屋王の政治的意味を低

下させるものであった。また特に東國の有力郡司層と關係の深い王にとつて、積極的な合意はできかねるものではなかつたか。

いま一つの「六月廿三日論奏」は、恐らく七月廿一日に成立する、中衛府・内匠寮・斎宮寮の新置や大学寮再編を定めた勅に關する法案であろう（周辺に該当する案件が他にない）。特に中衛府は皇室—藤原氏（初代大將が房前）の献策であつて、この頃に表面化する皇太子の危篤と關係がありそうだが、長屋王事件のほぼ半年前であることから、王がこの法案成立に熱心だつたとは思えない。そうした消極性が「希有」な連署列序を残した原因ではないか。

私が舍人の署名を例外的と考える根拠は、詔勅などに天武皇親が署名することの重要性を想定し、その場合天武皇親が二人も署名する必要はない、という点にある。逆に二人の連署は、天武皇親の同意を二重に必要とした重要な案件ともいえる。知太政官事が天武皇親に限られ、かつ鈴鹿王以後断絶するのは、天武皇親の意味の低下と律令天皇制の進展を示すものと私は考へている。天武皇親の政治的意味の低下は、律令天皇制の展開という動向と相対的に現れる。元正政権がその画期となるが、不比等・元明上皇の死により一時の後退を余儀なくされた。だが聖武朝に入り、その運動が復活される。神龜五年の段階では舍人が皇室の意をうけて、法案の成立に尽力せざるをえなかつたが、長屋王事件を経て皇室の意志はもはや顕在化する。「舍人親王参入朝厅之時、諸司莫為之下座」という天平元年四月の大政官処分は、親王の朝参には下座が原則という令規を覆すもので、明らかに舍人の処遇格下げである。⁽³⁰⁾ 知太政官事舍人親王から親王としての処遇を差し引き、そこに舍人の参議正官化をみ

てもよからうが、天武皇子たる存在意義の下降は否めまい。⁽³¹⁾

かように天武皇親の存在意義は低下せられ、宣勅使・弔賻使・留守官といった任務が目立つようになる。そもそも天武皇親や大伴氏の公卿は、こうした天皇の權威を代替する可視的な任務が多いのだが、これも天武系議政官の存在意義を暗示するだろう。彼らの存在感を利用し、皇室は律令天皇制の展開・確立を期したのである。

天武皇親の存在意義と東國問題とは、律令國家成立期特有の問題であり、壬申年の不始末が克服される時、それらも解消する。私の問題提起は、壬申年の始末の問題が従来の研究で殆ど議論の対象とされていいため、唐突な印象を与えるかもしれない。だが大友皇子の最期に従つた石上麻呂が元明朝の左大臣に昇る、といった持統王系政権の不可解さを含め、以上に提起した問題群の根源はやはり古代史上最大の内乱をみた壬申年に求めるべきではないか？

神に坐す大君は天武の存命中はよい。その後持統・元正・聖武の三年・和銅二年・天平四年の三度にもわたり東國を巡検・鎮撫したのは、政府の緊迫感さえ窺わせる。⁽³²⁾ 大化前代以来の東國経営の延長にしては度が過ぎよう。流動的な東國の動静への対処であり、ここに持統系王権の脆弱性が認められるのである。王権はこのような便法による支配を克服すべく、律令に基づく構造的な統治を望んだ。⁽³³⁾ そして長屋王もまた、克服されるべき便法の一段に過ぎなかつた。

律令天皇制支配が確立する時、高市の子としての彼は無用となる。かかる時勢を鑑みる時、舍人の「希有」な署名を王の死の前年、即ち神龜五年に限り見ることは、些か示唆的といえないだろうか。

三 光明立后の史的意義

長屋王は誅された。誣告か謀叛か。それは藪の中だが、事件の契機は上に述べてきた情況証拠からある程度推理できる。聖武が王を憎む理由は先述のように考えにくい、王が聖武を恨む理由はある。しかしその線で推理したところで、私は王が皇位を狙ったとは考えない。聖武を呪い殺したとしても、かなりの政変を仕組まぬ限り、元正重祚の可能性が高いからである。では誣告だとして王が排除されたと考えると、どうだろうか。私は王の糺問に多くの公卿が奉行している点、あるいは王を悲劇的に語る逸話が皆無であることから、政府内における王の孤立化という事態を想起したい。また王に対する指弾が結党の害に関連し、事件に連座して九十七名の逮捕者(その内七名が流刑)を出したことは、政府に対して危機感を抱かせるような挙動が、王に認められたのかもしれない。いづれにせよ、私は「誣告」とする『読紀』の証言を尊重するが、全くの冤罪であったとは思わない。また光明立后のためだとも思えない。

この問題への岸氏の解答は第一節に紹介した。しかし前節までの考察を踏まえる時、我々はすでにこのプロットに疑念を抱かざるをえないだろう。まず光明子即位説は瀧浪氏の批判に従い削除さるべきであるが、これを削除すると、藤原氏が「皇后の地位と権能に着目した」という意味が半減する。そこで瀧浪・河内両氏は、皇后となることで次なる皇子の立太子に備えた、と論じるのだが、これとも、王を排除し立后を強行する差し迫った理由とは思えない。

藤原氏画策説には河内氏の批判が有効と思われる。藤原氏の権益

を確保するために、聖武・元正を始め立后宣命の宣勅使となった舍人親王や阿倍広庭が強弁するというのは、およそ奇妙である。また長屋王事件に際して式部卿藤原宇合率いる六衛の兵が直ちに王邸を囲み、舍人・新田部両親王、大納言多治比池守・中納言藤原武智麻呂・右中弁小野牛養・少納言巨勢宿奈麻呂が王の罪状窮問に立ち、これに先立って大宰大貳多治比原守・左大弁石川石足・彈正尹大伴道足を権參議とするなど、政変としても異例の大非常体制が敷かれたが、これだけの布陣が藤原氏の画策によるとは到底考えにくく、逆に政府内部に長屋王包圍網が形成されていたとさえ思わせるのである。とまれ藤原氏画策説の否定は岸説にとつて致命的であろう。

さてそこで長屋王排除の動機である。まず王「皇親勢力代表」説にはすでに疑問符を打った。また王が皇室に「強く反対」できたか、ということも疑った。岸氏は触れていないが、近年では大夫人称号事件への評価により、王と皇室との対立が布石され、岸説を納得的なものに仕立てている。私はこの事件にも疑義を呈した。

だがこの事件は、ある重要な意味において連関している。それは井上薫氏が光明立后について「その下地は宮子が皇太后と同等に遇せられたときにできあがっていた」と指摘した点にはかならない。

この見解は、大夫人称号事件の評価と逆立するせい、殆ど諸家に顧みられていないが、「中宮」職設置¹¹宮子准皇太后の史的意義を考えれば、全くしかるべき理解といえよう。この点でも、長屋王を立后に強く反対するという危惧から排除した、とする説は成立しがたい。なぜなら「違令」克服の「下地」は、王が政府首班の地位において承認したものである。中宮職設置が立后の布石であ

ればなおのこと、光明立後は王の排除を前提としないのである。

ここにきて我々は、岸説の最後の牙城をようやく射程に収める。すなわち「安積親王の誕生」とその「立太子問題」に対処する「直接策」としての光明立后、という論点である。

岸氏は安積立太子問題が生起する前提条件として、聖武夫人梶大養広刀自の地位を「決して光明子に比して軽視すべきものでなく、その背後には梶大養氏の勢力があり、それがやがて反藤原氏に通ずべきものであった」ことを強調する。そうでなくては立後のリスクに見合わないからだろう。しかし林陸朗氏が指摘したように、広刀自が光明子より先に入内した可能性はあっても、梶大養氏の勢力は「決して強力とはいえず」、光明子とは「明らかな格差があった」とみるべきだろう。よし岸説に譲り、梶大養氏が反藤原に通ずるものとすれば、「三千代と同じく当時後宮に隠然たる勢力」をもつその勢力は、天平九年の藤原四卿死後に当然安積立太子を画したはずである。しかもその時廳堂の首座に立ったのは三千代の妻子橘諸兄ではないか。岸説によれば、この時こそ安積立太子の絶対機だったはずである。だがこの時、彼の立太子は問題とならなかった。

この政治危機下に打たれた処置は阿倍内親王の立太子であった。この立太子は安積の立太子を阻止するものだったかもしれない。されば、阿倍の立太子をこそ「直接策」と評さねばならない。従って光明立後は安積の立太子問題への直接的な布石ではなかったことになる。同時にこのことは、藤原氏がいなくとも光明子腹の立太子が果たされたという意味で、立后が皇室側の意思であったことを示すだろう。かく皇室の意思が確定していたならば、藤原氏が「そこで

あわて」することもなく、あれほど性急に立后を実現する必要もないのである。河内氏の岸説批判はこの点で妥当といえる。だがここで藤原氏を主語とする岸説を覆して全ての主語に聖武をあてはめ、聖武が「直系継承の新しい原理を宣伝」するという説は従いがたい。継承原理を更めるまでもなく、聖武は持統系王権の正統王であり、長屋王が聖武の劣等感を刺激するはずもない。そもそも基王の異例の立太子こそが藤原腹相続を天下に布告するものであり、その天死と安積誕生が、直ちに光明子腹の地位低下を招いたとも考えられない。従って彼女の立后は蛇足の観を免れない。さらに瀧浪氏が率直に論じたように、安積立太子を妨げる阿倍立太子は立后を無意味に帰すものであり、皇嗣問題への処方としては効能が乏しい。

阿倍立太子について、河内氏は最善の策としての藤原腹皇嗣の誕生が実現せず、次善の策としての安積立太子にも踏み切れない聖武の「ジレンマを凌ぐための便宜的な方策」と評するが、瀧浪氏が推測するように、天平九年二月に橘佐為女とともに正三位に叙され、この前後に入内したと思われる武智麻呂女と房前女の補充こそ、このジレンマを凌ぐべく採られた方策とみるべきだろう。この三人と同時に広刀自はようやく従三位となるが、まさにこの最古参夫人の最下位据え置きは、そのまま安積の政治的地位を暗示するだろう。

光明立后を皇嗣問題から十全に解説することはできない。

私は以上のような批判的整理を経た上で、岸氏の慧眼を評したい。岸氏の新解釈を補強した巨大な補助輪、即ち(1)(3)の論点こそが光明立後の第一義の意味を語るものとみたい。つまり皇嗣問題の流動化を一方で抑制しつつ、長屋王体制に替わる新たな権力体系を築き、

これを印象づけて政情不安を拭払すべく、「皇后執政権」が要請された、とよむのである。長屋王の死は政界の空洞化を招き、次なる政権の編成が当然急務となる。これまでは新大臣を任じてこれに替えた。だが今度はまず天武皇親を無力化し、「天平」と改元してから、光明子を皇后とした。これは「天平」体制ともいふべき新たな政権構成が、一貫性をもって実現されたことを意味するだろう。

長屋王および舍人親王の政治的役割は、前節に詳論したので繰り返さないが、王を自尽に至らしめ舍人の処遇を格下げたことは、不比等と女帝達が推進してきた、律令 \parallel 天皇制の再出発を意味した。その実現には天皇権力の充実が必須であった。そこに、持統の即位以来空席となっていた、皇后の執政権の要請がある。この場合、彼らが皇后に見ていた執政権は、何も岸氏が説くような大化前代のものである必要はなく、皇后 \parallel 持統を提示すればよい。皇室は天武 \parallel 持統時代の共同統治を想起していたと思われる。以後天平六年に武智麻呂が右大臣となるまで大臣を置かなかつたことも、天皇権力の上昇とともに、この王政准拠を暗示させるものといえるだろう。

天武皇親の存在意義の低下は、特に東国問題に対する律令支配の徹底によって果たされる。その意味で神龜五年格の施政方針は重要である。壬申年の論功により高位を帯びる東国郡司層は、国司への服従を絶対化された。王の自尽は更なる衝撃であつたろう。檢挙された九十七人を始めとする親長屋王派は、大きな打撃を受けたであろう。その筆頭に挙げられた上毛野宿奈麻呂は外従五位下であつた。外五位を設定して天皇への一層の「供奉」を要請することにより、中下級官吏と貴族層とを分離し、支配をより内在化せしめる。長屋

王の変は、結果的にかかる律令天皇制支配をより一層進展させる後押しとなり、天武皇親とその支持層を政治的に後退させることで、「壬申年の不始末」に一応のカタをつける事件といえた。

事件後半年をへて政府は天平と改元し、新政権発足を印象づける。さらに大宝令制下初の皇后を具備し、律令天皇としての威容を整える。彼らが令規の後位に執着した意味はここにこそあるだろう。³⁶ 違令の立后にあたり「天下の政におきて独り知るべき物に有らず。必ずもしりへの政有るべし。此は事立つに有らず。天に日月在る如、地に山川在る如、並び坐して有るべしと言ふ事は、汝等王臣等明らけく見知られたり」というのは、岸氏も指摘したように、一端の事実を述べているとみるべきだろう。

かくして政府は諸政改革に乗り出す。天平元年十二月、京畿内の班田使及び諸国司等により全国規模の班田事業が開始された。翌二年には国司の政務監査を強化し、盜賊・異端・擅発兵等を取り締まる。天平三年にはさらに畿内惣官・諸道鎮撫使を派遣、翌年の節度使が軍事面の巡検であつたのに対し、国郡司の監査と社会不安の根絶を期した。この間に諸制度の改正も相次ぎ、外交面でも新羅に朝貢を促し遣唐使を發遣する。対外的な意味でも、皇后の不在は「一つの善からぬわざ」であつたろう。かかる諸制刷新・支配強化とは乾 \parallel 坤対称的に、皇后宮職は施業・悲田院を設置し福祉事業を展開する。光明子は東大寺・国分寺建立の発意者とされるが、『金光明最勝王經』の王法正論思想からいっても、不比等時代に令規に反するとして看過されていた、王法 \parallel 仏法の二元王権論を深刻な災異にあって積極的に採用し、その衆生救済策により王法を支持すること

に成功している。また天平期は礼案ともに画期的な整備をみた時代でもある。さらに光明皇（太）后による国政関与のあり方が、持統のそれと極めて近似しているのも、王権構成史上見落としてはならない。光明子の立后は当然、皇嗣問題を表面的には鎮静化し、そのことが自然、政権の安定をもたらず。長屋王事件直後に立后を強行すべき理由は、そこにこそ在る。立后が天平元年八月でなくてはならぬ理由もまた、そこに在る。政権の安定が確保できれば、安積の問題は彼がものを言う情況になってからでよい。事実、そうして阿倍の立太子をみた。そこで「直接策」を打てばよいのである。

神龜五年九月の皇太子の夭折から翌年二月の長屋王の自尽をへて、八月の光明子の立后に至るまぐるしい一連の事件は、このように解してはじめて完全に理解できるのではなからうか？

光明子に付与された「皇后執政権」は、岸氏が(3)に展開した如く「光明皇太后」により本格的に発現される。この意味で立后政策が破綻したとはいえない。しかし光明皇太后の誕生は同時に、持統王系自律化の断念を意味した。聖武の遺詔が道祖王の立太子であったことは、持統王系に近い新田部の子で、問題の多い塩焼王ではなくその弟に皇位をと望んだ結果かと思われるが、ここに持統・文武・元明・元正・聖武と続けられた自律化の努力は水泡に帰し、仲麻呂により大宝律令制は破棄されるに至る。また阿倍皇太子が即位し聖武が崩じたことで、皇嗣問題は事実上持統一家を離れた。皇位は皮肉にも鈴璽へと抽象化され、諸王・寵臣がこれを次々に窺うという混沌の時代を迎える。先進は私を公たらしめんとし、後進は公を私

せんとする。しかしその論究は本稿の責務でない。

本稿は、古代政治史の叙述が皇嗣問題に偏る状況を批判するものであるが、皇嗣問題の重要性を無視するものではない。但し立后について皇嗣問題をのみ論じれば、結局皇嗣が傍系に移るため、その史的意義を殆ど見出せないばかりか、出口なしの論理的矛盾に迷うことになる。では奈辺に光明立后の史的意義が在るか。ここに「皇太后執政権」を提示した岸説を再評価し、政権構成史上の画期としてこの事件を意義づけた。即ち光明立后とは、神龜五年格や長屋王の変によって壬申年以来的政治課題にカタをつけ、上皇—天皇に皇太后執政権を加えて超越的な権能を確保した皇権が、表面的に皇嗣問題を鎮静化する一方、律令—天皇制をより一層強化した、「天平」体制といべき新たな政治体制を築くものであり、その後の藤原四子の政策路線はかかる政権構成の成果によるものといえよう。

また律令天皇制を推進するにあたり、元明崩時のように、太上天皇の死で今上が動揺するという事態は避けるべきであり、唐の皇帝が太上皇帝の「帝」字を伏せて先帝の権能を抑制したように、⁽³⁷⁾上皇の権力を低下する方向で政府の見解は一致していたと思われる。しかし天皇の不測の事態には、これに代わる大権の執行者が必要となる。古来その資格は「大后」にあつた。⁽³⁸⁾皇后の要請はかかる意味でも必然であった。事実我々は、元正上皇の崩時よりむしろ、光明皇太后の崩後に甚大な動揺をみるのである。⁽³⁹⁾

註

(1) 岸俊男「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』所収。塩巻長

- 一九六六。初出「ヒストリア」二〇、一九五七。
- (2) 直木孝次郎「磐之媛皇后と光明皇后」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』所収。文功社、一九七二)。
- (3) 前川明久「記紀八代系譜の成立と光明立后」(『日本古代政治の展開』所収、法政大学出版局、一九九一、初出一九七六年)。
- (4) 林陸朗「光明皇后」(吉川弘文館「人物叢書」、一九六二)。笹山晴生「奈良朝政治の推移」(『岩波講座日本歴史3』所収。一九六二)。青木和夫「奈良の都」(中央公論社「日本の歴史」3、一九六五)。上田正昭「大仏開眼」(文英堂「国民の歴史」4、一九六八)。早川庄八「律令国家」(小学館「日本の歴史」4、一九七四)。野村忠夫「奈良時代の政治過程」(『岩波講座日本歴史3』所収。一九七二)。中川収「奈良朝政争史」(教育社、一九七九)。吉田孝「古代国家の歩み」(小学館「大系日本の歴史」3、一九七八)。他にも岸説に言及する研究は少なくない。
- (5) 河内祥輔「奈良朝政治史における天皇制の論理」(『日本古代政治史論考』所収。吉川弘文館、一九八三)。
- (6) 栄原永遠男「天平の時代」(集英社「日本の歴史」4、一九九一)。
- (7) 瀧浪貞子「光明子の立后とその破綻」(『日本古代宮廷社会の研究』所収。思文閣出版、一九九一。初出一九八四)。
- (8) 藤木邦彦「平安時代の文化」(日本教文社、一九六五。二二二頁)。
- (9) 中川収「奈良朝政治史の研究」(高科書店、一九九二)第一篇第二章。
- (10) 小高「元正女帝期政権論」(『学習院大学人文科学論集』1、一九九二)。下稿の「前稿」はこれ指す。
- (11) この事件の代表的な所論は吉田孝「律令と格」(『古代の日本』9所収。角川書店、一九七二)と早川庄八「大宝令制太政官制の成立をめぐる」(『日本古代官僚制の研究』所収。岩波書店、一九八二)であるが、その論点は①天皇が令の規定を破れなかったこと、②議政官組織の意志が天皇の意志を破ったことの二点にある。殊に早川氏は、宮子を大夫人とする勅に議政官等は関与せず、勅に対する長屋王等の言上(論奏)により皇太夫人

とする詔が出されたことは、詔書の加署が形式的同意ではなく、議政官組織が勅命に対して審議権を有しこれを発現された痕跡とする。

- (12) 寛敏生「藤原宮子の大夫人号について」(『日本歴史』四三三、一九八三)。
- (13) 「類聚三代格」卷三、国分寺事。なお正倉院御物「聖武天皇詔書銅板」に「皇太后藤原氏」とあるが、この銘文は天平勝宝五年のもので、問題になるまい。この詔に「太夫人」とあることから、これを疑う説もあるが、聖武と光明子の母を「太夫人」と称する意味をこそ考えるべきであろう。
- (14) 井上薫「長屋王の変と光明立后」(『日本古代の政治と宗教』所収。吉川弘文館、一九六一。初出は岸論文と同じ「ヒストリア」二〇)。
- (15) 橋本義彦「中宮の意義と沿革」(『平安貴族社会の研究』所収。吉川弘文館、一九七六。初出一九七〇)。
- (16) 松原弘宣「中宮職成立についての一考察」(『日本歴史』三八三、一九八〇)は、西本願寺本万葉集六二番歌書き入れの国史逸文「中宮小進美奴連岡磨云々」という記事が大宝元年に該当することなどから、「中宮職相当官司が大宝令以前に成立」していたとし、その職掌を「啓令の吐納」と「中宮城(第一次内裏)への分番・中宮湯沐の出納」とされた。神龜年間初置説への批判であるが、私はやはり通説が妥当と考える。というのも、中宮職が常置されたという論拠となる上の国史逸文には、大宝令による文飾もあって史料的可能性が高い。さらに中宮職員が「中宮湯沐の出納」(注17)を意図した可能性が高い。さらに中宮職員が「大而言者非三公戸」故例は天平期であり(注1岸論文)、その中宮湯沐も「大而言者非三公戸」故可「封戸」と集解古記が説くのは、中宮たる個人に付与される所以ではないか。一方の「中宮城」の管理も同じ中務省被管の大舍人寮や省内省の主殿寮・内掃部司などが勤めたかと思われ、東宮坊も皇太子不在時に設置された痕跡のないこと、中宮職員が多く兼官であることから、やはり中宮職は中宮たる人物が存在する時に設置された、と考えるべきであろう。
- (17) 春名宏昭「皇太妃阿閉皇女について」(『日本歴史』五一四、一九九二)

は、宮子への中宮職設置を連令とする井上・橋本両氏の所説を「何らさしたる根拠はない」といい、職員令中宮職条の「集解諸説に四員(太皇太妃・皇太妃・太皇太夫人・皇太夫人)に関する注釈がないのは、四員に中宮職が付置されることは当然視されていて、三后(太皇太后・皇太后・皇后)について注釈すればその中に含まれたからである」として(カッコ内は筆者注)、太皇太后以下七員は全て「中宮」である、と結論された。されば宮子への中宮職設置は合法というわけだが、これは令文の拡大解釈といわざるをえない。従うとしても、三后と同等の権能を有つ太皇太夫人号を採用しなかつた皇室の意図が難解となるし、春名氏自身も注意されているが、藤原宮出土木簡に見える「皇太妃宮職」(慶雲元年)などが中宮職のいわば別称であれば、宮子や高野新笠の中宮職を皇太夫人職と称した例がないことは不審である。さらに氏は禄令食封条の中宮が七員全てを意味するというがその論拠も曖昧である。また七員が中宮であれば、皇后執政権を有したことになり、その実例として元明即位前紀の「詔」に皇太妃の天皇大権代行資格をみているが、その前文で既に阿閉は「天皇」と記されているから、統紀編纂時の改訂を按じなくてはなるまい。なお中宮職_{II}皇太妃宮職の有力な論拠となる、万葉集書き入れの国史逸文「中宮小進」を信じてとしても、これは皇太妃宮少進の別称ではなく、意改であろう。また皇太妃宮職が令制によるものとは考えにくく、私は、文武即位後か大宝二年持統崩御後、隔世相承たる文武の正統性を確立し、若い天皇を後見すべく新置された令外官とみるべきかと思う。

- (18) 石母田正「日本の古代国家」(岩波書店、一九七二)三三四―三五頁。
 (19) ここに主要な説を引く。「明君之道、使智者尽其慮、而君因以断事、故君不窮於智。賢者教其材、君因而任之。故君不窮於能。有功、則君有其賢、有過、則臣任其罪。故君不窮於名。是故、不賢而為賢者、師、不智而為智者止。臣有其勞、君有其成功。此之謂賢主之經也。」かかる言説は律令制理念の内に消化されているといつてよい。

(20) 法令公布者を明示した(功ある時は媒体、過ある時は主体を任ずる)

意味で、「上宣」「奉勅上宣」官符はこの典型的な様式といえるが、その初見が藤原四郎死後の天平十年十月(三代格)であり、これが中宮職の御物に関するものだとはいふと興味深い。だが一般にこのような様式は(仲麻呂の「宣」にしても)例外的で、令の規定および八世紀の実例について公文書の意思の源泉や作成・発給手続きが不明瞭なのは(前掲早川著書第四章)、間接話法的な王権機械の非人格的支配を狙うものといえないか。君主の無私と遵法(による権力主体の離化)は、唐代中国においても治國の所以とされ(池田温「律令官制の成立」『岩波講座世界歴史』5)所収、一九七〇)、日本でも後の例だが、『寛平御遺戒』に「莫淫万事。責躬節之。可明賞罰。莫迷愛憎。用意平均。莫由好惡。能慎喜怒。莫形于色」などと明らかに法家の言説を引く。なお松本卓哉「律令國家における災異思想」(『古代王権と祭儀』所収。吉川弘文館、一九九〇)は、災異思想から政治批判の要素を周到に抜き取りこれを回避した過程を論じている。古代王権は儒家思想にも同様の操作を加えたのである。

(21) 小稿「十七條憲法論」(未発表)によれば、憲法は実践論において儒家や仏家を探り、君主論・政術論において法家や道家を敷く、複合的な思想体系を組む。具体的には礼・信による王法―仏法への帰依、臣道としての背私向公、「自通」「自敗」「自治」「自寛」といった「自然」思想が「無為」を強調する道家を喚起させ、憲法の和も儒家・仏家の和よりむしろ、「衆」に和するという法家的な思想表明とみる。また礼と信を重視したことは憲法四条と九条に説くほか、冠位十二階で「徳・仁・礼・信・義・智」(『隋書』では「徳・仁・義・礼・智・信」と五常の順に従う)とあり、特に礼と信を繰り上げていることでよく知られる。かく冠位十二階と憲法十七條の制定は、同時的かつ有機的連関を有つのである。

(22) 井上光貞「大化改新」(弘文堂書房、一九七〇)、同「日本古代國家の研究」(岩波書店、一九六五)第二章、第三章参照。

(23) 野村忠夫「古代の美濃」(教育社、一九八〇)は、かかる優遇策を壬申年の論功によるものとし、大宝令制により解消されると説く。

- (24) 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(前掲岸著書所収。初出一九六五)
- (25) 吉野宮は吉野監という特別行政機関を有し、和泉監とともに「監」と称された。和泉監は衣通姫ゆかりの珍努宮(和泉宮)を経営するために靈龜二年四月に置かれ、吉野監もほぼ同時の設置とされるが、実はその月に壬申の功臣の子息への贈田記事があり、政府による功臣・吉野への配慮はここにも指摘されるのである。吉野監は吉野一郡のみを有し、かつ殆ど行幸を仰がなかったのに比して、和泉監は三郡より成り、元正や聖武が和泉宮にしばしば訪れていて、いわば好対称をなす。和泉監は天平十二年八月に廃されており、吉野監もこの頃大和国に復されたとみられている。
- (26) 石川千恵子「東国」行幸の一考察(『日本歴史』四七六、一九八八)は、主に東アジア情勢からこの問題を論じている。
- (27) 原秀三郎「古代国家形成期の東海地域と大和王権」(『東海地方の近代的交通形態と地域構造の特質に関する基礎的研究』一九八五)。
- (28) 虎尾達哉「知太政官事小考」(『日本古代社会史研究』所収、同成社、一九九一)。
- (29) 仁藤敦史「律令国家論の現状と課題」(『歴史評論』五〇〇、一九九一)。
 (一) なお同「外位制度について」(『日本歴史』五〇八、一九九〇)。
- (30) 「凡在序座上、見親王及太政大臣、下坐」とする儀制令や、元慶八年五月戊子条に引く和銅六年十一月官宣の「親王及太政大臣出入朝堂者式部告下座之事。其左右大臣動座、五位以上降立床下、餘職座下、就座及出門訖、俱復座」という趣旨にも違う。前掲虎尾論文は舍人の「議政官としての活動が活発となった」ことを想定されるが、活発になることで政務の渋滞を回避し、これを省略するわけではないだろう。
- (31) この処分は新田部に適用されなかった。新田部は藤原五百重娘を母にもつ特殊な天武皇子であり、聖武が彼の子塩焼王に不破内親王を嫁し道祖王を皇太子としたのも、親王の特異な地位によるものと思われる。
- (32) 管見によれば、文武即位から広嗣の乱に至る間、西国へ行幸したのは神龜三年十月の播磨國ただ一例である。もっとも天平三年十一月の西国鎮

撫使は、前年九月以来の治安悪化に応じたものと思われ、災異の深刻化とともに西国安堵の問題も重要性を帯び、難波京の要請はここに高まる。聖武朝の「移動宮廷」の問題については、別稿を構える用意がある。

- (33) 天武五年四月辛亥勅「諸王諸臣被給封戸之稅者、除以西国相易給以東国」は東国在地首長を王臣に帰属させる意味で、また持統三年に成立したという防人制(野田領志「防人と衛士」教育社、一九八〇)は良質な東国軍力を分散するという意味で、東国帰順政策とも理解しうるのではない。特に天平期において廃止へと傾く防人制の流動的な対処は、これが東国問題にかかわる便法であったことを暗示するものではないか。

- (34) 林陸朗「奈良朝後期宮廷の暗雲」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九)一一八頁。

- (35) 神龜五年六月に確認される、中納言大伴旅人の大宰帥赴任を長屋王の変と関連づける説もあるが、八月月という期間や皇太子天逝より前という时期的にも、その布石とは考えにくく、むしろ功臣系官吏に対する扱いをこの時期に変化させた、その端的な表徴とみるべきではないか。

- (36) 唐の皇后の多くは臣下の女である。この律令制の規範と仰ぐ彼国の知識は、光明皇后の実現にも潤滑油として作用したに違いないと思う。かかる心性は天平四年の朝賀に天皇が冕服を着て現れたことにも顕著だろう。

- (37) 春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九一、一九九〇)。

- (38) 前代の大王による人格的支配から律令による官僚制的秩序の形成という過渡期において、「制度的権力」としての天皇に「人格的権威」として太上天皇を并存し、前代の大王的要素を後者に残したという仁藤敦史氏の理解(『律令国家成立期における太上天皇と天皇』別冊文芸「天皇制」河出書房新社、一九九〇)は、同一権能を有つ「二人の天皇」説より説得的であるが、「太上天皇」(徳風藻・靈異記)と称された持統が最初の太上天皇となったこと即ち皇后↓女帝↓太上天皇という成立過程よりみれば、皇后と太上天皇の執政権は成立論的な連続性を有つ。